

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

太田市人権教育集会所条例の一部改正について

【 目 的 】

本条例で定める太田市東今泉集会所は、人権教育の推進を目的に、昭和56年度に建設されましたが、利用者の高齢化等により平成15年に運営委員会が休止となりました。活動目的を達成して以来、現在に至るまで集会所自体が活用されておらず、土地所有者が早急に土地の利用を行いたい旨の要望がありました。地域住民からも了承を得ており、建物を解体し、敷地の返還をする目的で太田市人権教育集会所条例を一部改正するものです。

【 概 要 】

- 1 主な改正理由 第2条の表太田市東今泉集会所の項を削る。
- 2 施行期日 公布の日
- 3 その他 令和3年6月定例会に議案上程

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 生涯学習課 生涯学習係 外線 22-3442 ダイヤル